

通達甲（地・総・対）第1号
平成19年3月16日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

地 域 部 長
総 務 部 長

警視庁地域安全センターの運用等について

このたび、警視庁地域安全センターの運用等について定め、平成19年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 目的

この通達は、警視庁地域安全センター（以下「地域安全センター」という。）の運用等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

地域安全センターの運用等については、地域安全センター及び地域安全サポーターに関する規程（平成19年3月16日東京都公安委員会規程第1号）、警視庁警察署地域警察運営規程（昭和44年10月15日訓令甲第28号）、警視庁庁舎等修繕工事実施要綱（平成3年3月25日通達甲（総・施・計）第2号。以下「修繕工事要綱」という。）等によるほか、この通達の定めるところによる。

第3 管理体制

地域安全センターの管理体制は、次のとおりとする。

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、管理責任者として、地域安全センターの管理の全般について責任を負うものとする。
- 2 地域課長及び会計責任者は、管理補助者として、管理責任者を補佐するものとする。

第4 運用

署長は、管内の地域住民等との連携を図るとともに、警察事象の発生状況、地域住民等の要望等を勘案の上、次に掲げる活動の拠点とするなど、地域安全センターの効果的な運用に努めるものとする。

- 1 防犯活動
- 2 交通安全活動
- 3 ボランティア活動
- 4 各種会合の開催

- 5 各種相談事案の聴取及び助言
- 6 地域住民等に対する各種情報の提供等
- 7 その他必要と認める活動

第 5 名称の表示等

- 1 地域安全センターの所属、名称及び位置は、地域部長が別に定めるものとする。
- 2 地域安全センターには、当該施設正面の見やすい箇所に名称を表示し、及び青色標灯を設置するものとする。

第 6 設置等

- 1 地域部長は、交番及び駐在所を廃止する場合において、施設の有効活用が真に必要と認められるときは、地域安全センターを設置できるものとする。
- 2 地域安全センターの修繕については、修繕工事要綱の定めるところによるものとする。
- 3 署長は、地域安全センターを廃止する必要があると認められる場合は、地域部長（地域総務課地域対策係経由）に上申するものとする。

第 7 台帳の備付け

- 1 地域安全センターの運営管理の適正を期するため、地域総務課にあつては地域対策係に、警察署にあつては地域総務係（島部警察署にあつては主管係）に、別記様式の「地域安全センター台帳」を備え付けるものとする。
- 2 地域安全センター台帳は、毎年 12 月末日をもって調製するものとする。

第 8 報告

署長は、地域安全センターの運用について内規を定め、又は改正した場合は、地域部長（地域総務課地域対策係経由）及び方面本部長（地域担当管理官経由）に報告するものとする。